

がんばれ子育て応援事業についての重要なお知らせ

1. 制度の見直しと 2. 制度終了に関する内容をご確認ください。

1.制度見直し

第1回目(出生時) の支給がなくなります。(令和6年4月出生児童から)

○内容

「がんばれ子育て応援事業」では、出生日の属する年度から就学前の年齢までの年度にわたる6年度分を支給してきましたが、初年度支給分を支給しないこととします。

○対象児童

令和6年4月2日以降に生まれた児童から

○制度見直しの背景

岐阜県が実施する「第2子以降出産祝金支給事業」により対象児童に対し「10万円の祝金」が令和5年度より支給されています。このため、内容が重複する「がんばれ子育て応援事業」の第1回目の支給については、これまでの支援の役割を達成したと判断し支給をしないことといたしました。

※ 2. 制度終了に関する内容も併せてご確認ください。

2.制度終了

がんばれ子育て応援事業を終了します。

(毎年の基準日が令和7年2月(各年10月生まれ)以降の対象児童から)

○内容

「がんばれ子育て応援事業」では、出生日の属する年度から就学前の年齢までの年度にわたる6年度分を支給してきましたが、児童手当制度の拡充にあわせて、各年10月生まれ以降の対象児童分より支給しないこととします。

○対象児童

2回目支給対象者：令和5年10月生まれ以降の対象児童から

3回目支給対象者：令和4年10月生まれ以降の対象児童から

4回目支給対象者：令和3年10月生まれ以降の対象児童から

5回目支給対象者：令和2年10月生まれ以降の対象児童から

6回目支給対象者：令和元年10月生まれ以降の対象児童から

※郡上市へ転入して受給対象となった方は、基準日が出生日ではなく市内に住所を有することとなった日が基準の起算日となるため、上記の内容が、10月に転入した方以降の対象児童となります。

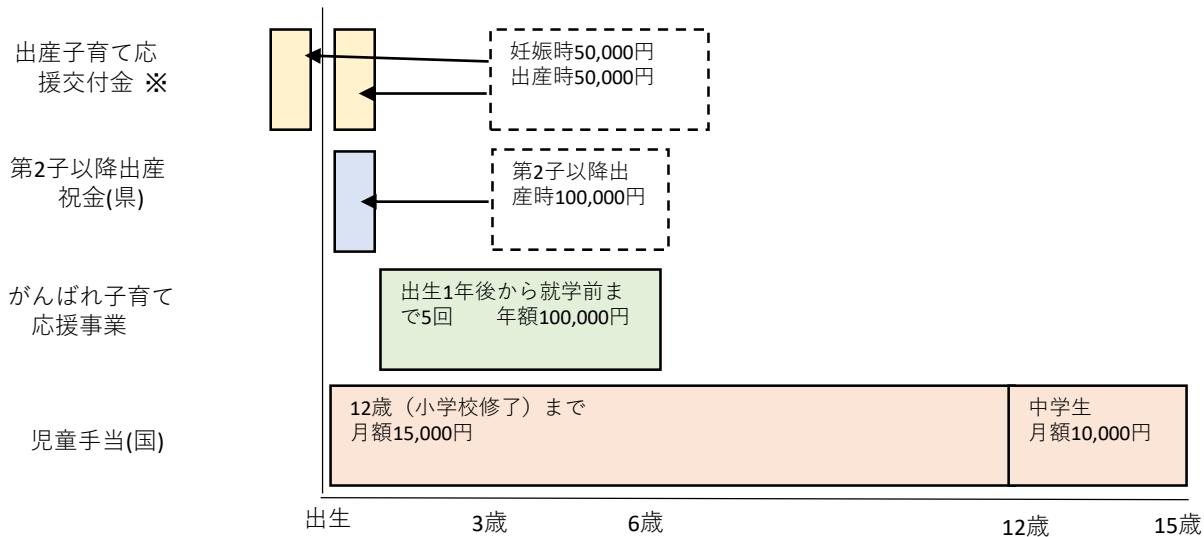
○制度見直しの背景

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が本年6月12日に公布され、同法による児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正が本年10月1日より施行されることに伴い、令和6年度10月分より支給される児童手当の内容が大幅に拡充されることが予定されています。（第3子以降の児童に月額3万円を高校生卒業年齢まで支給）このため、内容が重複する「がんばれ子育て応援事業」の支給については、これまでの支援の役割を達成したと判断し支給をしないことといたしました。

裏面もご確認ください

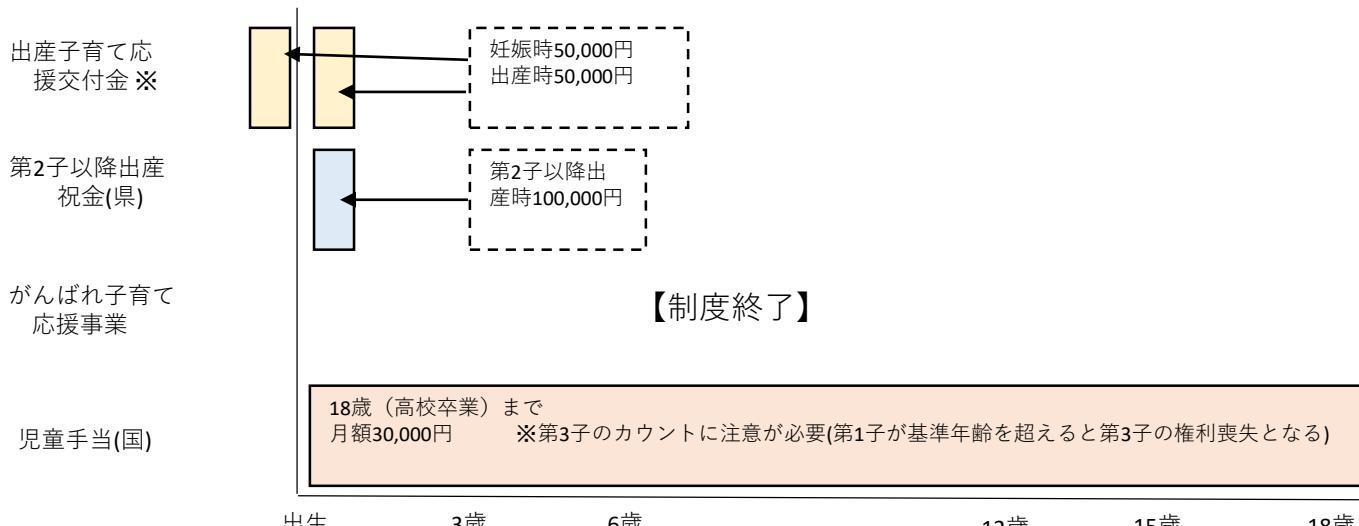
子育て支援関係給付金の支給内容のイメージ

【児童手当拡充前（第3子以降の場合）】



【児童手当拡充前】

【児童手当拡充後（第3子以降の場合）】



【児童手当拡充後R6.10月以降】

※出産子育て応援交付金

妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」の充実を図るとともに、経済的な負担を軽減するために「出産・子育て応援給付金」(出産応援ギフト)を支給しています。（妊娠時50,000円、出産時50,000円）

●お問い合わせ先



郡上市役所 児童家庭課

0575-67-1817

受付時間 平日8:30～17:15